

令和4年3月4日

新宿区内の認可保育園及び認定こども園等に
児童が在籍する保護者の勤務先の事業者の皆様

新宿区長 吉住 健一

認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務 についてお願い

新宿区では、区内での感染拡大が急速に進んでいることを踏まえ、保育園等での感染拡大のリスクを抑えることを目的として、区内の認可保育園及び認定こども園等に児童が在籍する保護者の皆さんに対して、令和4年1月21日から令和4年3月6日まで、可能な場合にはご家庭での保育を要請してきました。事業者の皆様には、従業員である保護者の皆さんへの特別休暇等の措置に特段のご配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

このたび、政府が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新宿区を含む東京都のまん延防止等重点措置の適用期間を令和4年3月21日まで延長することを表明したことから、**区内の感染状況を踏まえ、令和4年3月7日から3月21日までの間についても、保護者に対し、継続して登園自粛を要請することとしました。**

事業者の皆様におかれましては、『小学校休業等対応助成金』制度等を活用するなど、新宿区内の認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務（特別休暇、在宅勤務、時短・時差出勤等）について、引き続き特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係

TEL 03-5273-4525 FAX 03-3209-2795